

議案第86号

つくば市副市長の給料の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

つくば市副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、副市長の給料の特例を定めるものとする。

(副市長の給料の特例)

第2条 平成25年1月1日から平成27年3月31日までの間においては、岡田久司副市長に対する給料の支給に当たっては、つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号。以下「条例」という。）別表の給料月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 平成25年1月1日から平成27年6月30日までの間においては、細田市郎副市長に対する給料の支給に当たっては、条例別表の給料月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 前2項の規定は、期末手当の額を算出する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。